



小川重安さん 瑞宝単光章を受章

問 総務課 行政係 ☎77-3901

公共的な職務を長年務め、成績を挙げた方に授与される勲章「瑞宝単光章」。芝山町では小川重安さん（新井田新田）が受章の栄誉に輝きました。



小川さんは昭和42年に町消防団に入団以来、平成15年に消防団長を退任するまでの長きに渡り町の消防事業に従事し、町の消防力充実に力を注いできました。この度その功績が称えられ、5月14日の伝達式において瑞宝単光章を授与されるとともに、皇居春秋の間にて天皇陛下への拝謁の栄に浴しました。



農業委員会 賃借料の情報提供

問 農業委員会 ☎77-3920

平成26年度に締結（公告）された農地の賃借料をお知らせします。農地の賃借料を決定する際の参考としてご利用ください。

賃借料水準

千代田	二川	地区名	平均額	最高額	最低額
8,700	6,200	田 (10a/円)	20,000	20,000	1,000

千代田	二川	地区名	平均額	最高額	最低額
6,800	8,400	畑 (10a/円)	21,000	20,700	1,000



子ども医療費助成受給券の更新 新しい受給券を郵送します

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914

現在お使いの子ども医療費助成受給券の有効期限は平成27年7月31日です。平成27年8月1日以降の新しい受給券は、7月末に郵送いたします。

■受給券更新にあたっての注意

- ・平成27年1月2日以降に芝山町へ転入された保護者（父・母）の方や芝山町外に住民登録がある保護者（父・母）の方は、「平成27年度市町村民税所得課税証明書」または「非課税証明書」の提出が必要です。
- ・平成27年度所得税確定申告および市町村民税申告が済んでいない方は、課税状況が確認できません。至急いづれかの申告をお願いします。

済ませてください。

【注意】

- ・提出や申告が済んでいない方は、新しい受給券が発行されません。
 - ・今年度の児童手当現況届にて提出済みの方は、再度提出の必要はありません。
 - ・登録内容（保護者、住所、氏名、健康保険証など）に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 福祉保健課子育て支援係にて手続きをお願いします。

芝山町にウルトラマンが やって来る!

ウルトラマンシリーズの 歴史と戦闘機展示

- 展示期間 7月12日(日)まで
7月12日(日)最終日限定で、ウルトラセブンと握手・撮影会を開催します。
- 時間 午前11時・午後1時・午後3時
- 会場 航空科学博物館
- 開館時間 午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
- ※月曜日休館（月曜日が祝日の場合はその翌日）
- 入館料 大人 500円
中高生 300円
こども（4歳以上） 200円
団体（20名以上） 20%割引
- 問合せ まちづくり課産業振興係
☎77-3918

介護保険制度が変わりました

☎ 福祉保健課
介護保険係
☎77-3914

町では、3年ごとに介護サービスの利用者を推計し、サービス量と費用を見込む「介護保険事業計画」を策定しています。平成27年度からは「第6期介護保険事業計画」がスタートし、次のとおり変更となりました。

■特別養護老人ホームへの新規入所の対象が変わりました

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の方から入所してきましたが、平成27年4月から、原則として要介護3以上の方が対象となりました。

ただし、要介護1・2の方で、やむを得ない事情により居宅での生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。

なお、平成27年3月31日までに入所されている方は引き続き入所できます。

■利用者負担割合が変わります（8月1日から）

要介護（要支援）の認定を受け、介護（予防）サービスを利用した際の自己負担が、現在の一律「1割負担」から一定以上の所得の方は「2割負担」に変更となります。原則「合計所得金額160万円以上」の方が対象となります。町では7月中に、負担割合証を認定者全員へ送付する予定です。

■負担限度額認定証の認定基準が変わります（8月1日から）

介護保険施設や短期入所を利用の際に、食費・居住費が減額となる制度の判定要件に「配偶者の課税状況」と「預貯金等の資産状況（預金通帳の写しなど）」が追加されます。

■介護保険料が変わります

介護保険料は3年ごとに金額を見直すことになっており、平成27年度から新しい保険料段階に変更となります。

新たな保険料は、より所得に応じたものにするため、これまでの6段階から9段階に変更しました。なお、平成27～29年度の保険料の基準額は、5万5200円（月額4600円）となります。

■芝山町介護保険料

保険料段階区分	被保険者および世帯構成員の状況	保険料(月額)
第1段階	●本人が生活保護の受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,070円
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	3,450円
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	3,450円
第4段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,140円
第5段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超の方	4,600円
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	5,520円
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	5,980円
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	6,900円
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	7,820円

保険料の納め方

町では認定者全員に、対象となる負担割合を記載した負担割合証を7月中に送付する予定です。

■65歳以上の方（第1号被保険者）

①特別徴収（年金天引）→年金が年額18万円以上の方
・年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

・平成27年度の年額保険料は、7月中旬に郵送する「納入通知書兼特別徴収開始通知書」でお知らせします。

②普通徴収（納付書・口座振替）→年金が年額18万円未満の方

・送付される納付書に基づき、介護保険料を町に納めます。

・平成27年度の納付書は、7月中旬に郵送します。

※普通徴収の方は、口座振替ができます。希望される場合は、開始の手続きが必要になりますので、役場介護保険係にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関（郵便局は別の申請書があります）にお申し込みください。

■40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

①国民健康保険に加入している方

・国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、国民健康保険税と併せて世帯主が納めます。

②職場の健康保険に加入している方

・各健康保険に設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与に応じて決められ、医療保険料と併せて徴収されます。介護保険料は原則として事業主が半分負担します。今までと同様に医療保険ごとの徴収です。

■保険料の見直し

65歳以上の方（第1号被保険者）は保険料が見直されました。